

青森県報

号外第十八号

令和五年
三月二十四日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境保全課) ……一
○青森県道路法施行細則の一部を改正する規則……………(道 路 課) ……二

告 示

○公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……二
○農業振興地域の指定……………(構造政策課) ……三
○農業振興地域の指定の一部改正……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……三

教 育 委 員 会

○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……三
○青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

規 則

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則(昭和四十七年九月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「中欄」を「上欄」に、「ごとに」を「について」に改める。

第五条第二項中「であり、かつ、その種類(条例別表第一の項ごとの区分をいう。)(が同一)及び「その種類ごとに」を削る。

第八条第二号中「、次のイ又はロに掲げるばい煙関係施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める頻度で」を「年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)(が六月以上のばい煙関係施設に係る測定については、年一回以上)」に改め、同号イ及びロを削る。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第三(第四条関係)

施設の種類	許容限度
条例別表第一に掲げる廃棄物焼却炉	○・五〇グラム

別表第三の備考の第一号中

「On 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項	5
二の項	4
三の項	6
四の項	12

を「On 12」に改める。

第一号様式中

	別紙のとおり
	別紙のとおり
	別紙のとおり

を

廃棄物焼却炉	別紙1のとおり
	別紙2のとおり
	別紙3のとおり

に改め、同様式の備考中

1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同様式の別紙1中

規	伝熱面積 (㎡)		
模	焼却能力 (kg/h)		
	火格子面積 (㎡)		

を

規	火格子面積 (㎡)		
模	焼却能力 (kg/h)		

に改め、

同別紙の備考中2を削り、3を2とする。
第五号様式中

ばい煙関係施設の種類の	
-------------	--

を

ばい煙関係施設の種類の	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉
-------------	--------	--------	--------

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則

青森県道路法施行細則（平成二十五年三月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年政令第四百七十九号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第十条第十九号中「道路法施行令」を「政令」に改め、同条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 防災拠点自動車駐車場内に設けられる政令第十六条の三各号に掲げる工作物及び施設

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百一十号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号（公印の印影を印刷することができ
る文書）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十五号を第五十七号とし、第十六号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、

第十五号の次に次の二号を加える。

十六 青森県青少年健全育成推進員委嘱状

十七 青森県青少年健全育成推進員の証

青森県告示第二百二二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
七戸地域	七戸町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域 1 国有林野の区域 2 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域の区域 3 字宇道坂、字上町野、字貝ノ口、字七戸、字城ノ後、字着前、字寺裏、字七戸深山、字寺下山、字天王、字十役野、字野統、字八幡岳、字東上川原、字東槻木、字蛇坂、字町、字市ノ渡、字栗ノ木沢、字五庵ノ下、字堰代、字底田及び字古和備の区域

青森県告示第二百三二号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

7を削る。

青森県告示第二百四号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第九百十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

表の11日間林地域の項を次のように改める。

二 三 添

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に当該下欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。

課 名	室 名
学校教育課	特別支援教育推進室

スポーツ健康課

競技力向上対策室

第四条第十三号中「第十六条の八第二項を除き、」を削る。

第六条第一号中「幼稚園、」を削り、同条第三十四号を第三十六号とし、第十八号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 幼児教育センターに関すること。

第六条中第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「幼稚園、幼保連携型認定こども園、」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「幼稚園、」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校教育の情報化の推進に関すること。

第七条第七号中「及び中学校」を「、中学校及び専修学校」に改める。

第九条第四号中「、女性教育」を削り、同条第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。

第九条の二に次の一号を加える。

(競技力向上対策室)

十六 第八十回国民スポーツ大会に向けた競技力向上に関すること。

第十六条第一項中「第十六条の七」を「第十六条の八」に改める。

第十六条の八を削り、第十六条の七を第十六条の八とする。

第十六条の六第一項中「グループ」の下に「(課内室を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「グループマネージャー」の下に「又は課内室の室長」を加え、同条を第十六条の七とする。

第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四の次に次の一条を加える。
(課内室の室長)

第十六条の五 課内室に室長を置く。

2 前項の室長は、上司の命を受け、課内室の事務を処理する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程(昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円